

〒060-0808  
 札幌市北区北8条西6丁目2-23-806  
 TEL 011-594-8454  
 FAX 011-594-8455  
 URL http://tomari816.com  
 E-mail info@tomari816.com  
 郵便振替口座 02790-1-100850



## 第17回 法廷だより

2016年5月17日、第17回口頭弁論が札幌地裁で開かれました。

春の好天 傍聴席も満員

2016年5月17日午後3時30分より札幌地裁で、第17回口頭弁論期日が開かれました。好天に恵まれてか、傍聴席も満席となりました。

今回の期日では、まず裁判官が2人交代したため、以前にもあった「弁論の更新」という手続がとられました。その上で、被告からは5月10日



付けの準備書面（地震関係の反論書面）が提出され、原告側からは求釈明（裁判所に対し、被告に主張の補足説明を求めるように求めること）の書面を提出しました。

### 被告の主張と原告側求釈明

今回の被告の準備書面は、規制委員会審査を踏まえた北電の考える活断層の分布や想定される地震について述べ、泊原発の安全性が確保されていることの根拠の一部を主張するものでした。

ところで、この被告の準備書面の記載には、耐震性を確保する上で最も基本的な数値である基準地震動（科学的知見に基づいて想定することが適切なものとして策定される地震動）の変更について、図表で触れるのみで明確には主張されていませんでした。図表で示された基準地震動は、従来の基準地震動についての

考え方が大きく変更されているように見えるところ、この点の説明はされていませんでした。そこで、この点を説明するよう求める書面を提出するとともに、求釈明の内容について、今回の法廷で弁護団の菅澤弁護士が口頭で説明を行いました。

原告側弁護団からは、被告弁護団に対し、基準地震動を変更したのかどうかについてできればこの場で回答するよう求めましたが、被告弁護団は即答を避け、書面で回答するとの回答でした。

また、被告の今回の主張は、自然現象のうち地震に関するものだけでした。その他の自然現象についての主張の追加は、基準審査会の動向をみつつ検討するものの、地震以外について主張する予定は今のところまだないとのことでした。

### 原告意見陳述

今回の主張内容についてのやり取りが終わった後、原告の川原茂雄さんが意見陳述を行いました。

川原さんは昨年まで高校教員でしたが、高校教員として最初に赴任した地で高レベル

放射性廃棄物の問題に関する運動にかかわったことから、原発問題に関心を持つようになりました。福島原発事故の後、原発出前授業として市民向けの講演活動を行っており、そこで自ら見聞した原発事故の被災地の実情を伝えていきます。法廷での意見陳述では、被災地の実情について、画像により具体例を示しながら紹介しました。そして、このような被害は人格権侵害であり、それを防ぐには原発の再稼働を止め、廃炉への措置をとるほかにないと訴えました。（意見陳述の内容は2ページ）

### 今後の予定ほか

原告の求釈明への被告の回答は、6月末をめどになされることとした。原告からは、被告からの回答を待つて、8月1日までに書面で主張するという予定になりました。

次回期日は、8月9日午後3時30分からです。（なお、次々回は11月29日（火）午後3時30分と予定されています。）

次回もたくさんの方に傍聴においでいただき、ともに廃炉への意志を表明していきたいましよう。

# 第17回口頭弁論意見陳述

原告 川原茂雄

## 1. なぜ廃炉訴訟の原告となったのか



原告の一人であります川原茂雄（かわはらしげお）と申します。

昨ままで北海道の高校の教員をしていましたが、現在は大学の教員をやっています。1980年に高校の教員として最初に赴任した道北の下川町で、高レベル放射性廃棄物問題が起き、その反対運動に関わったことから、以後原発や核エネルギー問題に関心を持つてきました。2011年3月11日に起きた東日本大震災とそれにともなって発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、私の人生に大きな衝撃を与えました。1986年4月にチェルノブイリ原発事故が起きた後、高木仁三郎先生や広瀬隆氏の著作を読み、いつかこのような深刻な原発事故が日本でも起きるのではないかと思っていました。しかし、3・11の福島原発の事故によって、私は痛烈な後悔と反省の念を抱かざるを得

ませんでした。それは、このような深刻な原発事故が起きるのではないかということを知っていなから、結局3・11まで、私は何もしてこなかったということでした。原発を作らせない運動にも動かさない運動にも参加することなく、せいぜい署名活動に協力するくらいでした。なによりも、高校の教師でありながら、自分が教えている生徒たちに、自分が知っていたことをしっかりと伝えてこなかったのです。3・11以後、私は、

まず目の前の生徒たちに自分を知っていることをしっかりと伝えようと思いました。そして、さらに日本の全ての原発を止め、廃炉にするための具体的なアクションに積極的に参加しようと思えました。そのような思いから、この裁判の原告にも名前を連ねさせて頂いています。

## 2 福島の避難区域を訪れて見てきた原発事故後の実態

2011年の5月から、自分が教えている生徒たちだけでなく、広く一般の市民に向けての「原発出前授業」というものを始めました。これは、原発のしくみや福島原発事故の経過、放射能や

核エネルギーの様々な問題について、市民に向けてわかりやすく面白く伝えるという講演会ですが、今年の5月ですでに350回を超えました。当初は原発や放射能についての授業が中心でしたが、2013年からは毎年福島県を訪れて、私自身が直接自分の目で見た被災地や避難区域の実態や、地元住民の方々から直接お話を伺って聞いてきたことなどを、私の「原発出前授業」の中で紹介させて頂いています。

最初に福島県を訪れたのは原発事故から二年経った2013年の3月でしたが、広範囲にわたって避難区域が指定され16万人もの住民が避難を余儀なくされています。沿岸地域にはまだあちこちに破壊された家屋や流された車、がれきなどが散乱していました。なぜ2年経っても片付けられないのかと聞くと、これらすべてが放射能に汚染されている放射性廃棄物なので簡単に処理することが出来ないからということでした。もうひとつ驚いたのは、福島県内のこの道を走っていても、道路沿いのあちこちに除染によって放射性廃棄物が詰められた黒い袋（フレコンバッグ）が積み上げられた異様な光景でした。それは、人が住んでいない避難区域だけでなく、多くの人が住み続けている市街地の中のあちこちにも積まれているのでした。このようなフレコンバッグは、いずれ各自自治体の「仮置き場」か、最終的には「中間貯蔵施設」に持っていかれる予定だ

とされています。それまでの間の「仮置き場」としてそこに置かれていたというのですが、5年経ったいまでも、いまだ福島県内のあちこちの「仮置き場」に大量に積まれたままになっています。昨年、福島第一原発からわずか数キロの浪江町に入ってみました。巨大津波に襲われた請戸地区にはまだ津波の傷跡があちこちに残っていました。一方、駅前の市街地の方は津波の被害を免れたものの、いまだに避難指示が解除されず全くの無人の街（ゴーストタウン）となり、地震で崩れた商店街の建物はそのままになっていま

## 3 原発事故は「人格権」の侵害であり、憲法違反です

福島第一原発の事故から5年の月日が経っているのに、いまだに9万人以上の避難者が、そこで生まれ育ち、そこで働き生活をしてきた「ふるさと」に戻ることが出来ないでいるのです。原発事故は、大量の放射性物質によって環境を汚染し破壊するだけでなく、そこに住んでいる人々の土地・家・仕事・生活・人生をも根こそぎ奪ってしまうのです。

仮設住宅にはいまだ2万人ちかくの人々が暮らしていますが、劣悪な環境の下、長期化する避難生活で体調を崩したり、ストレスで心を病む人も増えているそうです。このような人たちに、憲法第25条の「健康で文化的な最低限度

の生活を営む権利」は保障されているのでしょうか。「ふるさと」を奪われ、いまだ戻ることもできない避難区域の住民にとっては、憲法第22条に書かれている「居住・移転の自由」も、第29条の「財産権」も、まったく保障されていないのではないのでしょうか。

浪江町の馬場有町長は、「憲法第13条に謳われている、幸せになる権利は、私どもにはないのか」と述べられていますが、およそ日本国民であれば憲法上、最大限尊重されるべき個人の生命、自由及び幸福追求に対する権利が、福島県の放射能汚染地域から避難を余儀無くされている人々にはまったく保障されていないのではないのでしょうか。これは、あきらかな「人格権」の侵害であるといえるでしょう。このような「人格権」を侵害する具体的な危険を生じさせる原発事故は、万が一にも、この国で再び生じさせてはならないと思います。そのためには、現在日本にある全ての原発は再稼働させるべきではなく、泊原発をはじめとする全ての原発はすみやかに廃炉にむけての措置をとるべきであると考えます。

賢明なる裁判官におかれましては、このような福島第一原発事故がもたらした未曾有な環境破壊と地域住民に対する人権侵害の実態をしっかりと認識された上で、日本国憲法と法令に基づき、法の番人としての厳格かつ公正な判断を下されることをお願いして私の意見陳述を終わらせて頂きます。

## 口頭弁論報告会

第17回口頭弁論は5月17日午後3時30分から開かれました。それに先立ち傍聴希望者が集合した大通り公園では、初夏のまぶしい日射しのもと

廃炉の会ののぼりが凜とはためき、太陽と風のエネルギーを改めて感じさせました。傍聴希望者は各地から集まった80名で、抽選の結果59名が傍聴しました。

口頭弁論と並行して北海道高等学校教職員センターで開かれた集会には抽選に漏れた方ほか15名が参加し、クロストーク「電力の自由化と私

ちの暮らし」のDVDを鑑賞しました。

口頭弁論報告会は午後4時15分から引き続き同所で開かれ、65名の参加がありました。弁護団からは事務局長の菅澤弁護士のほか、難波、竹信の3名の弁護士が出席しました。

始めに常田益代廃炉の会共同代表が挨拶に立ち、わずか2か月ほどの間に起きた重大決定を挙げ（大津地裁の高浜運転差し止め、福岡高裁の川内再稼働容認、熊本大地震さなかの原子力規制委員会による川内原発停止せず決定）、自然の脅威に対する人間の傲慢さを感じざるを得ない、と述べました。

次に菅澤弁護士が裁判についての説明に立ち、北電からの書面に期待したが届いたのは薄いものであった、と期待はずれを表明。その上で、原子力規制委員会が北電にいろいろなもの提出を求めている現状から、裁判に時間がかかるのはやむを得ないことなどを説明し理解を求めました。

続いて意見陳述をした川原茂雄さんが、出前授業のようにはいかなかったが、まちな真ん中にフレコンパックが山積みになっている異様な光景など、福島の写真を裁判官に見てもらえたことは良かった、と述べました。

岩内在住の佐藤英行さんからは、北電が後志管内20市町村で開催している安全対策説明会について報告がありました。これを受け小林善樹さんから、同説明会の札幌開催を求める要請書を5団体名で北電に提出したとの報告がありました。高橋知事は「道民への丁寧な説明」を北電に求めていることから、道内各地で同様の要請を、とも呼びかけました。また、札幌における地域活動拠点の口火を切った「札幌北区の会」が結成され、井上敦子さんから今後の活動予定の紹介がありました。このほか参加者からは、大間のあさこはうすへの支援訪問報告、小さなグループでの活動報告などが続き、多種多様な取り組みの中にそれぞれの工夫と強い意志を感じさせてくれました。

（事務局・小原由美子）

## 口頭弁論 傍聴記

原告 加登 康 宏

ライラックが咲き始めた大通り公園、初めて横断幕を掲げ先頭で地裁に向かいました。今回も抽選となり、異例の暑さの中戻られた方の残念さも受け止めて、法廷に集中しようと思いました。

### 一、ロボットか(化)！ 被告北電

冒頭、二分間の静止が申し渡されました。STVが来ていたので、TVでいつも映る開廷前の映像を撮るためのものなのでしょう。

中央に三名の裁判官、左に十数名の弁護団、右に五名の北電側。左右の壁には大型モニターが設置。ここに、意見陳述の川原氏が福島で撮影されたプレコンや廃墟の街並が写し出されることとなります。

弁護団の明快な質問（基準値振動のなし崩し的変更等）に対して、また、よく聞き取れない裁判長の問いかけに、北電側はか細く「次回、書面で」のオーム返し。政治家、経営者の議会答弁、記者会見

でもあるまいし、ふざけんじやないよーと叫びたくなりしました。いつものことですが、口頭弁論じゃなく、口答弁解の「時間稼ぎ」でしょう。地域に野積みされていくプレコン、時間が止まったままの街、東電福島原発事故の「いま」を観ても、この人たちは何も感じないのであろう。いや、「済んだこと」「無かったこと」にしたいという一心なのかもしれません。

### 二、川内原発即停止、 全原発廃炉へ

熊本大地震に襲われても、川内原発は稼働を続けています。断層帯の延長線上にあり、阿蘇山、桜島の噴火との連動性も否定できないにもかかわらず、「停止する科学的根拠なし」（原子力規制委員会）と断定しているのです。震災を利用して、改憲、「安全保障」強化、原子力推進政策を展開する政権・勢力に、自分たちのやれることはすべてやるとの思いを強くしました。頑張りましょう。

特集

泊原発の再稼働阻止に向けて

膨大な資料を徹底的に読み込む

共同代表 小野 有 五  
稼働させようとしているようにみえます。

北電は今年4月から地元説明会を開始、8月にもすべて終えて、着々と再稼働に向けた手を打っています。廃炉を求める裁判も、北電のダンマリ戦術と、それを後押しするようすら見える裁判所の姿勢のために、なかなか進みません。それをいいことに、北電は、さっさと再

電力会社や政府は、全国の原発の再稼働を進めています。泊原発でも、昨年(2015)12月に、原子力規制委員会は、再稼働のネックとなっていた原発の基準地震動を北電の主張に沿うように、きわめて低い数値で承認してしまいました。これで、審査の山は越えた、あとは地元合意を得るばかりと、

再稼働を阻止するにはどうしたらいいのか、私たちは、これまでいろいろな行動をしてきましたが、私は、やはり、規制委員会が審査で北電にストップをかけてくれることが、最も効果的だと考えます。そのためには、審査を甘くしがちな規制委員会に、もっと厳格な審査を

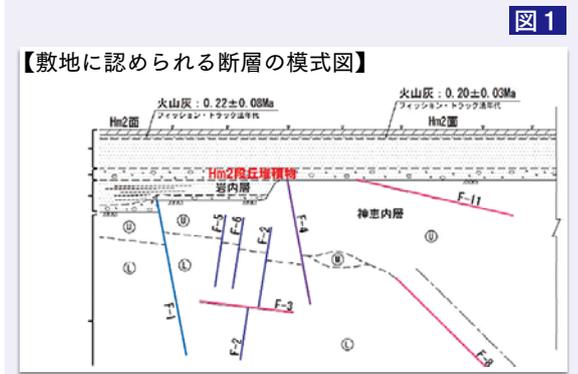


図1

【敷地に認められる断層の模式図】

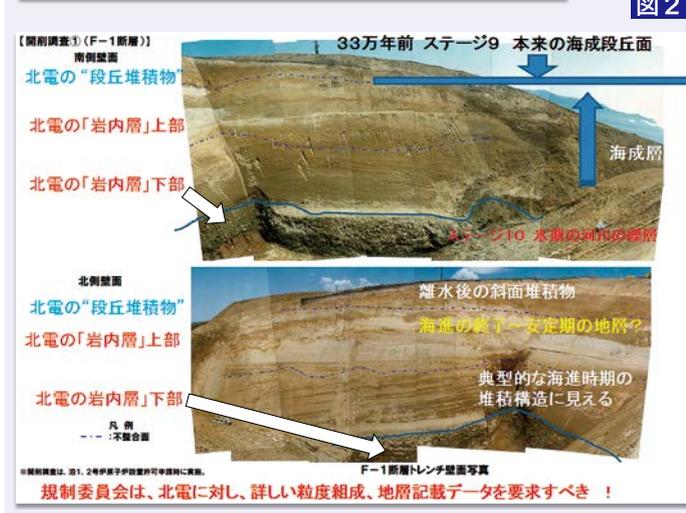


図2

【開削調査①(F-1断層) 南側断面】

【開削調査②(F-1断層) 北側断面】

してほしいと、申し入れるし  
かありません。それには、規  
制委員会の審査のどこが甘い  
のかを具体的に指摘すること  
が必要です。それで昨年10月  
からは、規制委員会に北電が  
提出した膨大な資料をすべて  
読みこみ、ネットで配信され  
ている審査会合の様子もすべ  
て見て、北電の主張のどこが  
おかしいか、規制委員会は何  
を見逃しているかを徹底的に  
調査してきました。そのなか  
で、「プルサーマルを知ろう」  
後志住民ネットワークという  
研究会で活動中の斉藤海三郎

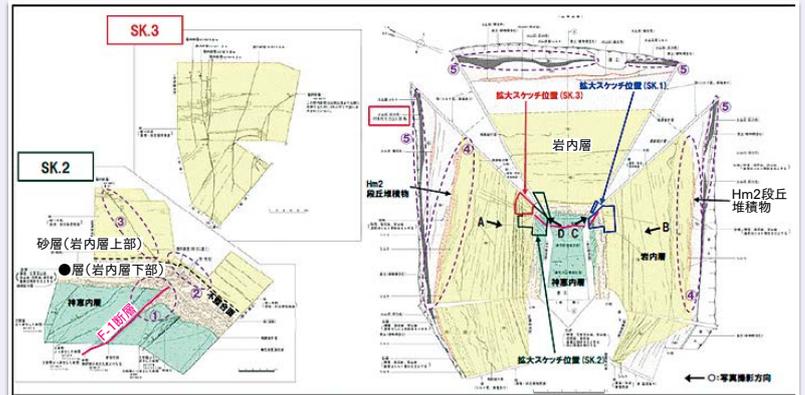
さんが独自に同じような  
チェックをしておられる  
ことを知り、早速、11月  
からは共同で作業すること  
になりました。そこで  
「行動する市民科学者の  
会・北海道」という組織  
を新たに立ち上げ、現地  
調査も行ったところ、北  
電の主張には大きな誤り  
があり、泊原発の敷地内  
には活断層があることも  
明らかになったため、3  
月22日、規制庁に申し入  
れをし、明らかになった  
問題点を提示して、厳格  
な審査を求めました。そ  
の結果、4月に開かれた  
規制委員会のヒアリング  
では、北電に対し、私た  
ちが申し入れた内容とほ  
ぼ同じことを規制委員会は北  
電に要求、5月の審査会合で  
は、すでに2回の現地調査を  
行っているにもかかわらず、  
さらに現地調査も必要である  
としてくれたのです。

北電の主張の大きな誤りとは

報道でご存じと思います  
が、現地調査は、7月1日に  
行われました。数日前に調査  
日程を知ったため、ただちに

メールと郵便で、ぜひこを  
見てほしいという要望書を規  
制庁に送りました。残念なが  
ら今回は要望した4か所のう  
ち1か所しか見てもらえな  
かったようです。それでも、  
今まではいわば北電の言うな  
りになっていた規制委員会  
が、これまでのようには安易  
に北電の主張を容認できなく  
なったことは確かです、これだ  
けでも再稼働へのステップは  
大幅に遅らせることができました

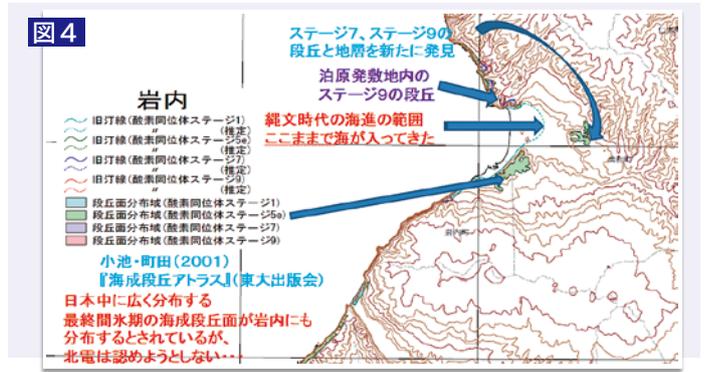
図3



のではないかと考えています。5月28日の活動報告会では、申し入れの内容をパワーポイントを使い説明しましたが、紙幅の制限もあるので、4枚を選び、もっとも重要な点をご説明したいと思えます。

図1は、北電が出している敷地内の断層の模式図の一部です。F1断層が、「岩内層」を変位させて（ずらせて）いることは北電も認めています。北電は、「岩内層」は120万年前の古い地層なの

6ページへつづく



## 全国の再稼働阻止への流れ

## —各地の新聞記事から抜粋—

### 川内原発

### 川内原発一時停止、「8月中にも」申し入れ 鹿児島知事当選の三反園氏



鹿児島県知事選で初当選した三反園訓（みたそのさとし）氏（58）が19日、朝日新聞のインタビューに応じ、8月中にも九州電力に川内原発（鹿児島県薩摩川内市）の一時停止を要請する考えを明らかにした。熊本地震の影響や活断層の状況などについて再点検を求める。重大事故が起きた際の住民の避難計画も専門家による委員会を設けて改めて検証するという。

川内原発の一時停止は三反園氏の知事選での公約。インタビューで「熊本地震で県民は不安を抱いている。九電も再点検して県民の思いに

応えれば信頼を増す」と強調し、「8月中にも申し入れたい」と述べた。

知事に原発停止の法的権限はないが、鹿児島県は、九電との安全協定で原発に立ち入り調査して必要な措置を求めることができる。

川内原発の避難計画は、避難ルートにある橋の多くで耐震性が不足するなど課題が残る。三反園氏は「このままで避難できるか」と難しい面がある」と語った。原発30キロ圏の医療機関などに国が求めている避難計画作りの対象を県は10キロ圏に絞っているが、これについても「再検討、再検証すべきでは」と語った。

2016年7月20日 朝日新聞デジタルから

### 玄海原発

### 「再稼働反対」佐賀・伊万里市長が明言 半径30キロ圏で県内初



伊万里市の塚部芳和市長は4日の定例記者会見で、九州電力玄海原発（東松浦郡玄海町）の再稼働について「事故が起きれば取り返しがつかない事態になる」と反対を明言した。佐賀、福岡、長崎の3県にまたがる緊急防護措置区域（UPZ）の半径30キロ圏内の7市1町で首長が再稼働反対を明確に示したのは、離島の長崎県壱岐市長に次いで2人目、佐賀県内では初めて。

九電は玄海3、4号機の本年度内の再稼働を目指しているが、近隣自治体の反対表明で影響は必至だ。

これまで塚部市長は再稼働自体には容認の立場だったが、6月22日の市議会一般質問で「現時点で同意する気持ちはない」と翻した。会見で答弁の真意を聞かれ「原発が止まった時点では経済活動や市民生活が大変になると思っていたが、大きな支障は出ていない。あえて再稼働しなくてもいいと市民は思っている」と心境の変化を説明した。

防災行政無線や避難道路の未整備を再稼働に向けた不安材料に挙げていたが、会見では「整備されたとしても、再稼働に前のめりになりたくない」と強調し、「どこかの時点で連鎖を断ち切らなくてはいけない」と脱原発を訴えた。

2016年7月5日 佐賀新聞から

で、それが切れていても問題ない、と主張してきました。しかし、この模式図のもとになったトレンチ（掘削断面）の写真（図2）を見ると、厚い海成層が写っており、これは、この海成段丘をつくった海進の堆積物にほかなりません。ではこの海成段丘はいつできたか、というところ、これは高位段丘2面なのですが、それより低い2段の海成段丘が、それぞれ約12・5万年前、21万年前にできたことがほぼ明らかなので、順番から言っても、段丘の発達度から言っても、それより1つ古い、約33万年前の海進でできたと推定されるのです。そうすると、F1断層は33万年前の地層を変位させていることになります。3・11以後、「活断層」の定義が変わり、40万年より新しい地層を変位させている断層は「活断層」と考えなければいけない、ということになりました。ですから、F1は、活断層なのです。

図3は、北電の提出しているF1断層のスケッチですが、原発を造ったときに、崖を掘り下げていたので、もうこの崖は見られません。北電の写真やスケッチだけが頼りなので、北電は都合の悪いところはなかなか資料を出しません。規制委員会にもっときびしく追及してほしいところ。最後の図4は、岩内の街の背後にある標高25mほどのリヤムナイ（岩内）台地が、12・5万年前（ステージ5e）の海成段丘であることを明示した『海成段丘アトラス』からとったものです。原発敷地内の高位段丘2も、この図で約33万年前のステージ9の海成段丘であることが示されています。

### 規制委員会への働きかけを強化

北電は、日本中の科学者が認めているこのような研究結果を否定し、リヤムナイ台地は海成段丘ではなく、12・5万年前の海成層もないと、まったく不合理な主張を繰り返してききました。このようならめな主張にもとづいて、泊原発周辺は安定しているから問題ないと、北電は再稼働を強行しようとしているのです。私たちは、規制委員会への働きかけをさらに強め、再稼働を阻止していかなくてはなりません。

## 報告

### 地層処分シンポジウム報告

核ゴミ問題担当世話人 マシオン恵美香



経済産業省資源エネルギー庁と原子力発電環境整備機構（NUMO）主催で、核ゴミの最終処分に関するシンポジウム「いま改めて考えよう地層処分」が行われ、（5月21日、札幌コンベンションセンター）地質を専門とする山崎晴雄氏、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長の多田明弘氏、NUMO理事長の近藤駿介氏ほかパネリストとして参加した。

質疑には9名だけが発言を許され、最初の発言者となった私は、「最終処分地候補として否定的な態度を示した自治体の意向を再び確認することはあるか」、5月11日に成立した再処理等拠出金法に触れ、「電源自由化制度開始後、新しい法の環境下では再処理及び最終処分事業にかかる費用が電気料金にどの様に課金され回収されるか、その根拠のどこに記されているか」と経産省に質問した。多田氏は、「再処理事業総額、最終処分にかかる費用とも見通しはまだまだなく、これらの試算はこれから」であることに加え、「新たにTRU廃棄物処理費、MOX燃料製造費が課金される」と回答をした。NUMOの近藤氏には、「廃棄物の移送・施設搬入時や、水平坑道で不慮の事故があっ

た際、原子力災害対策重点区域が50mだけの規定で足りるのか」と尋ねたが、満足な答えは得られなかった。廃炉の会共同代表、小野有五氏が、地層の専門家として応募したブリックコメントについて、「スウェーデンが不適格とした地盤の資料と日本の【科学的有望地】を科学的に比較しないのはおかしい。山崎氏が考える地質条件等に照らしても、日本の候補地が、これらの例に当たらないことと言及して欲しい」と詰め寄った。山崎氏はこれに対し、「スウェーデンは氷河が溶けた後の隆起で割れ目が沢山入っているところが不適とされたのだから」「地質条件は、花崗岩なら割れ目の無いところ。広さについては、これから考えて行かなければならない。」などと回答した。

2015年度

活動報告

事務局長 森山 軍治郎



泊原発の廃炉をめざす会（活動報告会）

前年度の活動報告と新年度の活動方針を確認すべく、活動報告会が五月二十八日に開催されました。今回は泊原発の再稼働問題に決定的影響を与える重要な講演が小野有五共代表からありました。タイトルは「泊原発敷地内には活断層があった！北電のごまかしと規制委員会の問題点」です。

この衝撃的な発表はその後の再稼働問題にも大きな影響を与えています。詳細は小野共同代表自身による講演内容の紹介とそれがもたらしたその後の影響などについて、本号「ニュース」に掲載されています。

講演に続く「活動報告会」についても、本「ニュース」に同封された資料に詳しく書かれていまして、参照してください。昨年からは独自に始めた「再稼働阻止」と「核ゴミ持ち込み反対」を周知に訴える署名活動

でしたが、思ったように署名が集まらず、この反省から、いよいよ緊急性を増してきている再稼働阻止活動の強化が新年度の主要課題となりました。

再稼働は規制委員会の指示に基づき北電が決めますが、原発関連自治体とともに道知事の判断が最終的な決め手となります。多くの署名を集めて、知事に再稼働反対の態度をとるように迫る行動も必要になります。

新しい方針としては、再稼働阻止のために、全道で活躍している脱原発などの団体との共同体制をつくり、共同行動をとっていくことが確認されました。そのために、新年度には新たに五十万円の予算がくまれました。

共同行動の内容については四点が確認されましたが、さらにそれらを具体化するため、世話人会の中でプロジェクト・チームを中心に具体案をねることになりました。現在すでにその作業が進められています。

地域連絡会の活動はそれぞれの地域の事情に合わせて活発に進んでいます。特筆すべきは札幌市の北区にも連絡会が発足したことです。会員が最も多い札幌市に生まれたことの意味は大きいものです。すでに活発な署名活動を展開しています。



書籍紹介 日米同盟と原発 隠された核の戦後史

一、六〇〇円(税別)

事務局長補佐 林 心平

世界唯一の被爆国が、なぜ、世界に冠たる原発大国になったのか。

本書を一文で要約すると、この、ごく素朴かつ本質を問う質問となる。広島と長崎での筆舌に尽くしがたい経験を経て、

大多数の日本人が、とにかく核兵器は嫌だと思っただろう。被爆から70年以上たった今も、核兵器なんてやめようよ、という姿勢に変わりはない(と思いたい)。

確かに日本は核兵器を保有していない。だが、原発で使用済みになった核燃料にはプルトニウムが含まれている。そして、プルトニウムは核兵器に転用できるのだ。

この奇妙な日本の進路に疑問を感じる人が増えたのは、福島第一原発事

故後のことだった。はつきり言うならば、気づくのが遅すぎたということになる。だが、今からでも、この謎をときほぐし、日本の行く末を再考しようじゃないかという、新聞記者たちの熱い思いが、本書に結実している。

戦時下の日本で、原爆製造をめざす研究者たちのエピソードから話は始まる。原爆が投下された、というところから始まるのではないところに注目したい。そうだ。もし可能であったら、日本は原爆を作り、自分の武器としたのだ。それができなかった。アメリカにはできなかった。

戦後、日本は政治の基軸を日米同盟に置く。原発は日米同盟の下で、アメリカの影響をたっぷり受け、育てられてきたのだ。そのことを外交史料の発掘、生存する当時の

関係者や遺族へのインタビューを集めて、検証していく。なんとも地道な取材の果てに、おそろしいほどの圧力、自粛、利権構造が明らかになっていく。

「原爆反対をつぶすには原子力の平和利用を大々的にうたい上げるしかない」

「ビキニ事件」後、このような発言をしたのは、アメリカ人ではない。日本人なのだ。こうして、原発は国策として推進されていく。今一度、素朴な疑問に立ち返ろう。

世界唯一の被爆国は、核廃絶の先頭に立つほかないのではないか。原発も含めた核廃絶である。

「世界唯一の被爆国」という主語からおおのずと続くのは、決して「原発推進する」という述語ではない。「世界から核をなくそうと呼びかける」のである。

泊お遍路道中記

國村 純二



6月27日夕方バスで岩内着、宿はどこも工事関係者で満室、かろうじて民宿の布団部屋に。6月28日朝5時半タクシーを拾い堀株ゲートへ、運転手さんが「原発がなくても普通に穏やかに暮らす権利があるはずだよ、ねえ」という。6時ゲート出発、今年職質なし。晴れ渡った空のもと朝早くから田植えに精を出す人々、道端の開拓記念の碑文を読む。原野を切り開き幾多の苦難を乗り越えここに根を下ろした人々を思う。

幡旗が風にはためきカッコーが啼く、積丹ニセコ山々が美しい、アイヌの人たちもこの山稜を仰いだのだろう。「過疎の弱みに付け込んで原発を押し付けるなよ」とひとりごちた。国富のセコマで水分と食料を補充、峠に向かう、両側の峰がのしかかるように迫ってくる。トンネルは点滅灯をつけ旗をたんで進む、ダン治を激しく憎む。

プなど大型車両の風圧が老体を揺らす。仁木町大江で遅い昼食、ふたたび歩き始めてまもなくふくらはぎがギイギイ言い出した。片方を庇えばもう片方が文句を言う、夕刻余市町栄町の簡易宿泊所によく辿り着いた。6月29日朝5時半出発、フゴッペ洞窟を横に見ながらトンネルをくぐり蘭島から塩谷までヒロさんと同行、海の水が綺麗だ海岸線が美しい。オタモイあたりで足の痛みがぶり返す。昼前小樽駅でコーヒー、このままJRに：と思ったが、ふたたび旗をひろげて足をひきずる。張碓峠の絶景に疲れも：取れません。峠下で小休止してタクシーを探したが来ない。桂岡・銭函・星野・金山そして稲穂の自宅へ転がり込んだ。私の唯一の理解者コナンが駆け寄ってくる。「あのねお父さん大変だったんだよ：」と語りかけるがおやつをたべたらプイとあっちへ行っちゃった。子や孫に平和で安心な社会を残してあげたい、切実にそう思う。私の楽しかるべき老後にこんなコトをさせる今の政治を激しく憎む。

活動報告

北区の会

北区の会は5月7日に発足しました。早速、道知事宛の「再稼働をみとめないで」と「核ゴミを持ち込まないで」の署名活動を週3回街頭で実施し、6月末で360筆、290筆集まりました。今後も継続して取り組みます。皆さんの参加をお願いします。(富田素實江)

十勝連絡会

十勝連絡会は、6月18日に市民フォーラム十勝と共催して、今橋直弁護士(泊廃炉訴訟弁護団)を迎えて、講演会「泊原発再稼働ストップ! 廃炉への道を考える」を開いた。原発裁判は、フクシマ事故以前は2勝40敗だったが、フクシマ事故後は3勝5敗になり、「原発再稼働はおかしいのではないか」と思っている裁判官が増えた。「社会通念」を作るのは私たち、私たちの地道な運動に確信を持つと、私たちの運動を励ますすばらしい講演会になった。参加者は42名でした。(中村廣治)

廃炉の会・そらち

8月7日(日) 10:00-16:00  
上幌の丘「大空と大地の奏でるメロディ」(みどりのおやゆび・チュブ)と共催  
9月11日(日)、25日(日) 13:15~  
ミニ学習会「核廃棄物の話、放射能の話」

お知らせ

第18回 口頭弁論

2016年8月9日(火) 15:30~  
札幌地裁(札幌市中央区大通西11丁目)  
【集合】14:40 大通公園西11丁目  
【集会】15:20~ 傍聴席抽選に外れた人対象  
【報告会】16:30~17:30  
【会場】北海道高等学校教職員センター(南大通西12丁目)

イベント

さようなら原発北海道集会

日時 2016年10月8日(土) 13:00~  
場所 大通公園西8丁目広場(札幌市中央区)  
主催 「さようなら原発1000万人アクション北海道」実行委員会  
\*泊原発の廃炉をめざす会も実行委員会に入っています。

再稼働阻止全国集会

日時 2016年10月9日(日)  
場所 岩内 再稼働阻止の全国集会(終了後はデモ)

泊原発周辺の活断層に関わる地形・地層を見るツアー

日時 2016年10月10日(月・祝日) 9時半~14時半  
(案内者:小野有五)

いずれも詳細は、決まりしだい、またお知らせしますが、日程だけは上記のように決まりましたので、どうぞ、空けておいていただき一人でも多くの方の参加を期待しております。